改訂版

2022年10月18日
2022年10月20日
2022年10月21日
2022年10月28日
2022年11月25日

「いば旅あんしん割」

体験型観光促進事業
利用取扱マニュアル

今後、情報は随時、更新されますので適宜、専用ホームページよりご覧ください。
右上の日付をご覧いただき、最新版をご確認ください。

いば旅あんしん割　事務局

＜ 目次 ＞

○当事業のポイント整理 ・・・・・・・・・・P3
○体験型観光促進事業の趣旨 ・・・・・・・・・・P4
○いば旅あんしん割概要 ・・・・・・・・・・P5
○体験型観光促進事業概要 ・・・・・・・・・・P6
○体験リピーターチケット配付時の注意点 ・・・・・・・・・・P7
○割引フロー条件 ・・・・・・・・・・P8
○事務局スキーム ・・・・・・・・・・P9
○体験リピーターチケット利用店舗登録の参加申請について ・・・・・・・・・・P10
○スターターキット送付物 ・・・・・・・・・・P11
○換金依頼書　見本 ・・・・・・・・・・P12
○体験リピーターチケットを発行する宿泊事業者へのご案内 ・・・・・・・・・・P13
○体験リピーターチケットの精算（給付金請求） ・・・・・・・・・・P14
○地域応援クーポン券利用対象とならない商品等 ・・・・・・・・・・P15

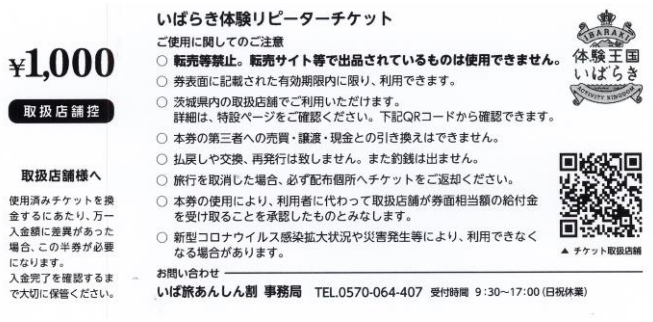

当事業のポイント整理

■いば旅あんしん割参画事業者様（茨城県内宿泊事業者様）の担務■

①いば旅あんしん割事務局より10月24日（月）以降、順次『いばらき体験リピーターチケット』を配送します。

②割当枚数は規定で配分されており、**追加配付はありませんので、無くなり次第配付は終了**です。

③**10月24日（月）**10:00～事業開始となりますので、それ以降の新規予約で条件に合致する方に配付してください。
（諸条件は次項以降をご参照ください。基準はお一人様1泊当たり諸税込みで@8,500円以上の方に配付可能です）

④配付枚数はお一人様1旅行につき2,000円分(1,000円券×2枚)です。連泊/単泊問いません

⑤配付の際、お渡しした枚数とチケット番号はお控えいただき、通常の実績内訳シートに配付枚数とNo.をご記入ください。

⑥利用できる施設一覧はいば旅あんしん割内の専用ページに掲載予定です。

■体験型施設事業者様（茨城県内体験サービス提供事業者様）の担務■

①いば旅あんしん割事務局より10月24日(月)以降順次ｽﾀｰﾀｰｷｯﾄ(ﾎﾟｽﾀｰ類、のぼり旗、換金依頼書等)を配送します。
（事前にＷＥＢにて、参加登録をお済ませください）
②『いばらき体験リピーターチケット』をお持ちの方に体験サービスを提供してください。(敷地内であれば土産等でも利用可)

③有効期限は2023年2月28日（火）までです。

④回収したら当月分(1日～31日利用分)をまとめて、翌月の5日までに返信用封筒に入れて事務局にご送付ください。
（書き方等は次項以降をご参照ください）

⑤換金依頼書を審査後、締切日（翌月の5日）から起算して、30～40日以内にご指定の口座に振込みいたします。

「体験型観光促進事業」 ※令和4年度補正予算

■当事業の名称■
令和４年度体験型観光促進事業運営業務

■当事業の目的■
旅行割引支援事業を利用し、県内で宿泊した方に、体験観光チケットを配付することで、宿泊需要を取り込むとともに、リピーター獲得に向け体験型観光を促進し、「体験王国いばらき」のPRを図る。

■支援対象■
旅行割引支援事業を利用し、県内で宿泊した者（日帰り適用不可）

■支援内容■
県内の体験観光施設等で利用できるチケット（総額１億円分）を配布
※チケットは1,000円券×２枚を配布
※対象となる宿泊旅行代金の下限は、1人1泊当たり8,500円

体験観光チケット（１人当たり）	総数
１旅行2,000円	50,000名

■チケット配布期間■
2022年10月24日～10時　先着順で予定枚数が無くなり次第、終了となります。　※先着順とは“予約の先着順”を指します。

■チケット有効期間と配付枚数配分■
配付時の旅行最終日の翌日～令和5年2月末まで。各宿泊事業者への配付枚数配分は茨城県にて決めさせていただきます。
※感染状況等により旅行割引支援事業が停止した場合には、本事業も停止。

■参加方法■
体験観光チケットの利用可能施設となるためには、地域応援クーポン加盟店に登録いただく必要があります。
地域応援クーポン加盟店のうち体験観光チケット利用可能店舗については、事務局から参加意思の確認行います。

■利用可能施設・店舗■
原則として、体験観光に係る以下のいずれかに該当するもの。（個別の状況により対象とならない場合あり。）
①有料体験施設及びその敷地内店舗（施設の運営者と別事業者が運営する店舗も含む）
②その他の体験観光関連サービスの提供店舗

＜一例＞
①有料体験施設：体験観光に係る入場料・体験料等が必要な施設
キャンプ、ゴルフ、釣り、アスレチック、温泉、果樹狩り、乗馬、陶芸体験、博物館、美術館、工場・酒蔵見学等
②その他の体験観光関連サービス：入場料・体験料等を要しない体験観光に係る有料サービス
サイクリング、ハイキング、カヌー、カヤック、SUP、サーフィン、ダイビング等に係るレンタル料金、
ロッカー・シャワー利用料金等

「いば旅あんしん割概要」

■全体内容■

★条件
<事業期間　2022年10月11日(火)～2022年12月27日(火)宿泊分まで予定>

※地域応援クーポンは12月27日チェックアウト迄有効のため12月28日(水)迄有効

①PCR検査または抗原定量・抗原定性検査を受診し、陰性結果通知を提示できる方または新型コロナウィルスワクチン3回接種済者が対象

②旅行(宿泊)割引（税込）

（平日）

宿泊旅行料金 1人1泊当たり	割引率	割引額上限		地域クーポン 1人1泊当たり	体験観光チケット 1人1旅行当たり
		交通付商品	左記以外		
8,500円以上	40%	8,000円	5,000円	3,000円	2,000円
5,000円以上					配布無し

（休日）

宿泊旅行料金 1人1泊当たり	割引率	割引額上限		地域クーポン 1人1泊当たり	体験観光チケット 1人1旅行当たり
		交通付商品	左記以外		
8,500円以上	40%	8,000円	5,000円	1,000円	2,000円
2,000円以上					配布無し

※上記、金額割引に加えて、

③地域クーポン券配付（地域クーポン券を配付する施設は旅行会社と宿泊施設）

※１人１泊当たり 平日3,000円分、休日1,000円分配付

※県の判断で、本事業を一時休止する場合もあります。その場合は県より発令があります。
※クーポンの渡し間違いなどが発生した場合、事業者の負担となりますので十分ご注意ください。

「体験型観光促進事業概要」

■全体内容■

（平日）

宿泊旅行料金 1人1泊当たり	割引率	割引額上限		地域クーポン 1人1泊当たり	体験観光チケット 1人1旅行当たり
		交通付商品	左記以外		
8,500円以上	40%	8,000円	5,000円	3,000円	2,000円
5,000円以上					配布無し

（休日）

宿泊旅行料金 1人1泊当たり	割引率	割引額上限		地域クーポン 1人1泊当たり	体験観光チケット 1人1旅行当たり
		交通付商品	左記以外		
8,500円以上	40%	8,000円	5,000円	1,000円	2,000円
2,000円以上					配布無し

※上記、金額割引・地域応援クーポン配付に加えて、

④体験観光チケット（体験リピーターチケット）配付（チケットを配付する施設は宿泊施設のみ）

※１人１旅行当たり 平日休日関係なく2,000円分配布（1,000円券×2枚）

※県の判断で、本事業を一時休止する場合もあります。その場合は県より発令があります。

※クーポンの渡し間違いなどが発生した場合、事業者の負担となりますので十分ご注意ください。

「体験リピーターチケット配付時の注意点」

■体験リピーターチケット配付時に注意すること■

※下記の2つの条件が合致する場合のみ配付出来ます。十分ご注意ください！

①宿泊単価がお一人様8,500円以上かどうか

そして、実質負担額(地域応援クーポン額面分を引いたもの)が

②お一人様2,000円以上かどうか

確認したうえで配付してください！

※1旅行につき配付ですので**1泊毎配付ではありません**(単泊/連泊)問わず

※公金による補助ですので支援金額総額（お一人様当たりの割引額）が、実際の支払額（お一人様当たりの支払い実額）を超える場合は当事業のクーポン配付が出来ません。
支援金総額には実際の金額割引に加えて、地域応援クーポンの額面も加えたものとなります。
（いわゆる、“もらい得”になるようなケースでは適用除外となります）

※各種割引（ポイントやマイレージ等）は最初に適用したうえでいば旅あんしん割を適用、その後に体験型観光事業が適用になるかご確認のうえ配付してください。

＜一例＞

◎平日宿泊お一人様10,000円の場合、いば旅あんしん割(40%割引)のため支払実額は6,000円。加えて地域応援クーポン最大3,000円が配付されるので、実質負担額は3,000円となる。この場合、体験リピーターチケット2,000円配付されても実質負担額はプラスとなるため適用OK

×平日宿泊お一人様8,000円の場合、いば旅あんしん割(40%割引)のため支払実額は4,800円。加えて地域応援クーポン最大3,000円が配付されるので、実質負担額は1,800円となる。この場合、体験リピーターチケット2,000円が配付されると実質負担額はマイナスとなるため適用NG
※体験リピーターチケットは2,000円分と決められておりますので、この場合1,000円分1枚配付することもNGです。

1. 割引フロー・条件

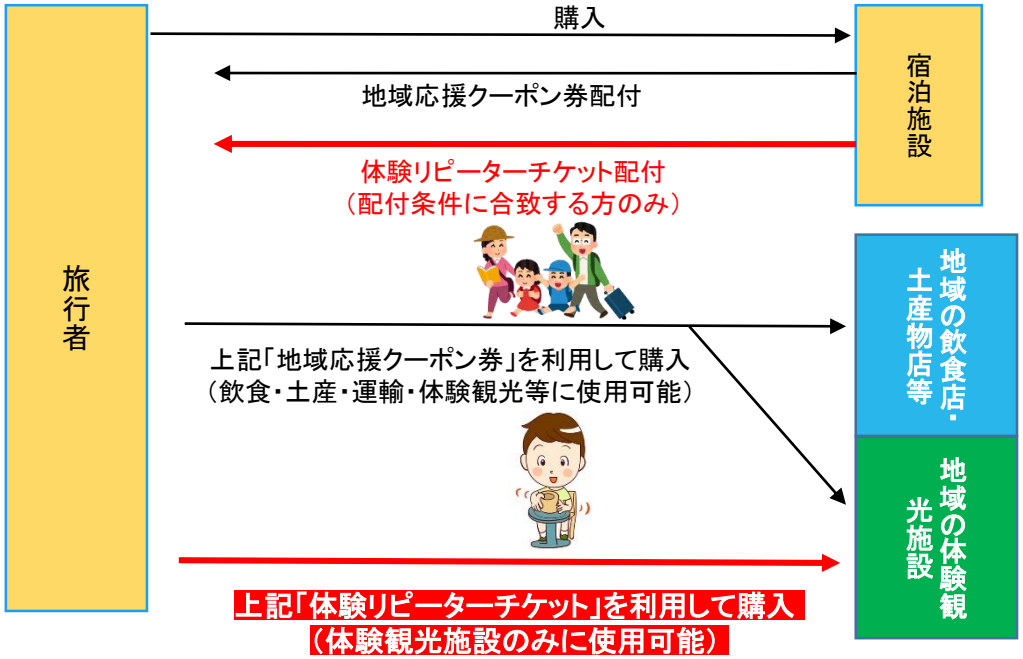

【 概要 】

●体験リピーターチケットは、
宿泊施設等で受け取り
●体験リピーターチケットは1,000円単位で発行
（1,000円券×2枚のみ）※左記以外はNG
●体験リピーターチケットは「紙クーポン」のみとする
●旅行者から受け取った体験リピーターチケットに基づき、
各取扱店舗が事務局に換金を請求
※体験リピーターチケットはお釣りは出せません。
※渡し間違いは事業者負担となります。事務局は負担しません。

体験リピーターチケットの効果を最大限に発揮するため、利用エリアと利用日を下記のように設定する。

ポイント①
体験リピーターチケットの利用制限

利用範囲：茨城県内全域 ＋ **利用期間：2023年2月28日（火）**

ポイント②
体験リピーターチケットの発行について

配布する事業者側で券面に有効期間を手書きし有効化。
（配布時のチェックアウト日の翌日から有効（利用可能））

ポイント③
各事業者の募集について

参画する事業者（宿泊事業者、地域応援クーポン券取扱店舗）の募集にあたっては、商工会、商工会議所、観光協会、ホテル旅館生活衛生同業組合、バス協会、タクシー協会などの会員である県内の事業者の店舗。

体験リピーターチケットの取扱いを希望する事業者は、別途『利用店舗登録』をお願いいたします。

2.　事務局スキーム

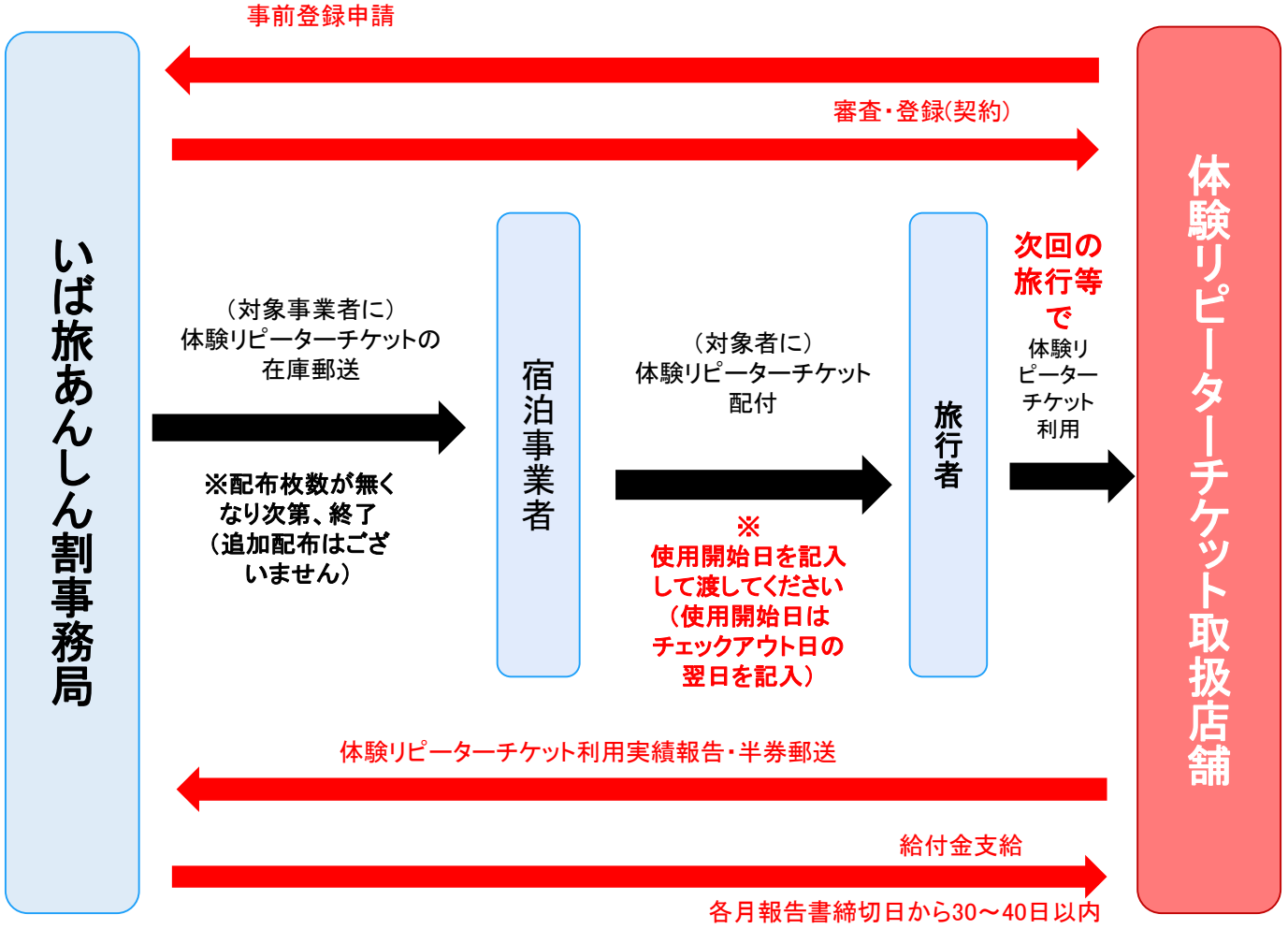

＝体験リピーターチケット取扱店舗様事業の流れ＝

『体験リピーターチケットおよびスターターキットと必要書類郵送→（数日後にHP掲載）事業開始→

ルールに則って事業実施・事業終了→（利用店舗）チケット本券事務局郵送→（事務局）精査精算→

（事務局）※申請内容が正しければ、給付金振込

■体験リピーターチケット利用店舗登録の参加申請について■

※体験観光チケットの利用可能施設となるためには、地域応援クーポン加盟店に登録する必要があります。
既に「いば旅あんしん割」のクーポン加盟店に参加登録している事業者で、新たに「体験型観光促進事業」の
チケット加盟店として参加登録する場合には、改めて申請をお願いします。

○キャンペーン名称：「いば旅あんしん割　体験型観光促進（体験リピーターチケット）事業」

○キャンペーン期間： 2022年10月31日(月)～2023年2月28日(火)利用分まで予定
（使用開始日はチェックアウト日の翌日から有効です）

○参加申請期限：随時受付中。但し、HP上公表作業があるため早めの申請をお願いいたします。

○参加申請方法と申請の流れ：

①URLより参加申請をお願いします。**※WEB申請受付のみとします**

※「いば旅あんしん割」専用ホームページ ➡ 「リピーターチケット」ページ ➡
いばらき体験リピーターチケット利用施設事業者の方は、こちらをご覧ください。
の文言の下にある「登録について」押下➡「地域応援クーポンを利用できる店舗
の申請フォーム」押下
（「いば旅あんしん割」地域応援クーポン券申請フォームに進みます）
※体験観光チケット加盟店となるためには、地域応援クーポン加盟店に
登録する必要があります。

②諸条件をご承認・ご理解いただきましたら、右記の申請フォームが出ますので
入力の上、参加する　をクリックし送信して下さい。
※登録店舗情報の主な業種は「体験型アクティビティ施設」を選択してください。
↓
③申請受付の自動返信メールが届きます。（キャリアアドレス等の関係で届かない場合もあります）
↓
④申請受付します。その後、スターターキットと提出用書類を郵送します。
登録事業者様の住所にお送りします。
↓
⑤参加可能となります。

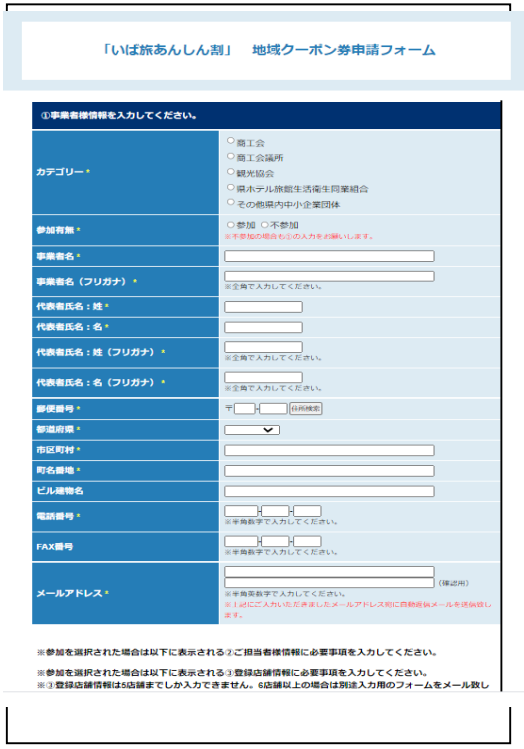

入力フォーム　見本

フォームは予告無く変更になる場合があります。
予めご了承ください。

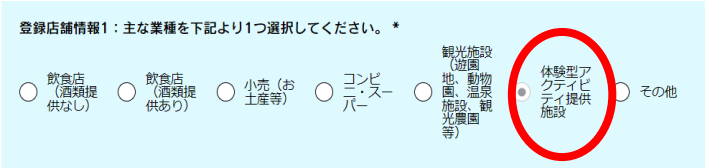

●スターターキットの同封物は・・・

A、加盟店舗にて使用するポスター・ステッカーおよびのぼり旗
※ポスター・ステッカーは1店舗当たり2枚ずつ、
のぼり旗は1枚のみ　追加無し

B、換金依頼書　複数枚

C、返信用封筒

※今回新たに「いば旅あんしん割」のクーポン加盟店に参加登録した事業者には、地域応援クーポンのポスター・ステッカー等も合わせてお配りします。（別々のお届けになる場合もあります）

※のぼり旗用ポールはありません

A、加盟店舗にて使用するポスター・ステッカー・のぼり旗　見本

SAMPLE

A3(297×420)／ポスター
B6(128×182)／ステッカー

A3(297×420)／ポスター
B6(128×182)／ステッカー

「地域応援クーポン」のスターターキットと「いばらき体験リピーターチケット」のスターターキットは別々に届きますので、予めご了承ください。

2枚複写式です。
1枚目の郵送用を正確にご記入いただき、体験リピーターチケット（本券部分のみ）と一緒に事務局にお送りください。

2枚目の取扱店控用は、体験リピーターチケット半券部分とともに、正確な入金確認のため、大切に保管してください。

B、換金依頼書　見本

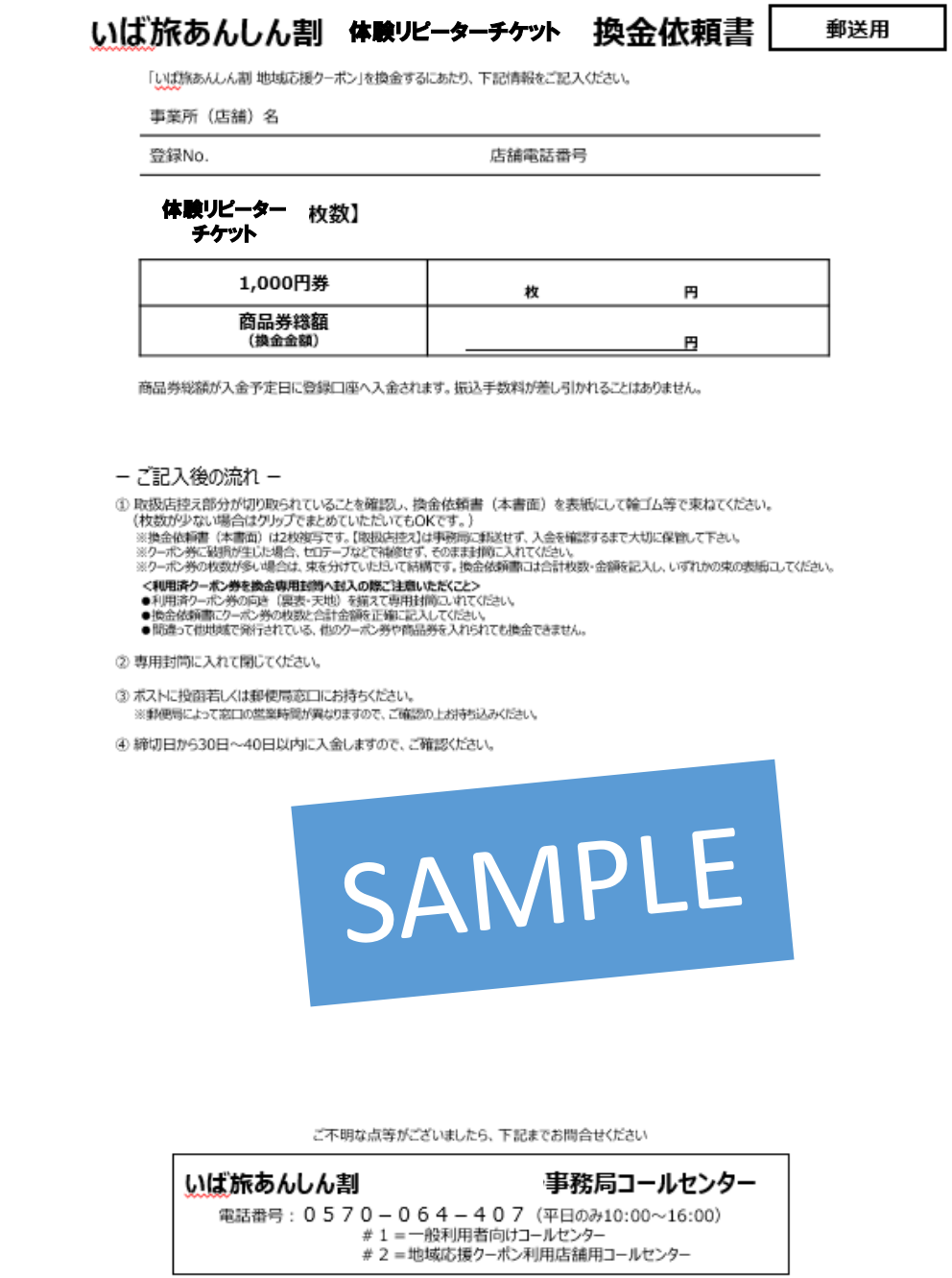

いば旅あんしん割　体験リピーターチケット　換金依頼書　郵送用

「いば旅あんしん割 地域応援クーポン」を換金するにあたり、下記情報をご記入ください。

事業所（店舗）名

登録No.　　店舗電話番号

体験リピーターチケット　枚数】

1,000円券	枚　　円
商品券総額（換金金額）	円

商品券総額が入金予定日に登録口座へ入金されます。振込手数料が差し引かれることはありません。

－ご記入後の流れ－

① 取扱店控え部分が切り取られていることを確認し、換金依頼書（本書面）を表紙にして輪ゴム等で束ねてください。
（枚数が少ない場合はクリップでまとめていただいてもOKです。）
※換金依頼書（本書面）は2枚複写です。【取扱店控え】は事務局に郵送せず、入金を確認するまで大切に保管して下さい。
※クーポン券に破損が生じた場合、セロテープなどで補修せず、そのまま封筒に入れてください。
※クーポン券の枚数が多い場合は、束を分けていただいて結構です。換金依頼書には合計枚数・金額を記入し、いずれかの束の表紙にしてください。
<利用済クーポン券を換金専用封筒へ封入の際ご注意いただくこと>
●利用済クーポン券の向き（裏表・天地）を揃えて専用封筒にいれてください。
●換金依頼書にクーポン券の枚数と合計金額を正確に記入してください。
●間違って他地域で発行されている、他のクーポン券や商品券を入れられても換金できません。

② 専用封筒に入れて閉じてください。

③ ポストに投函若しくは郵便局窓口にお持ちください。
※郵便局によって窓口の営業時間が異なりますので、ご確認の上お持ち込みください。

④ 締切日から30日～40日以内に入金しますので、ご確認ください。

SAMPLE

ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください

いば旅あんしん割　事務局コールセンター
電話番号：０５７０－０６４－４０７（平日のみ10:00～16:00）
＃１＝一般利用者向けコールセンター
＃２＝地域応援クーポン利用店舗用コールセンター

■体験リピーターチケットを発行する宿泊事業者へのご案内■

○条件を満たすお客様にクーポン券をお渡しください。
（配布できる条件は当マニュアルの規定をご参照ください）
○クーポン券有効期間の欄に**ボールペン等、消えないインク**で有効日をご記入ください。

有効開始日はチェックアウト日の翌日です。

例えば、11/10がチェックアウト日の場合
11月11日　～　　となります。

○券種は1,000円券1種類しかありません。
○換金不可。
○宿泊本体料金や旅行本体代金の精算には使えません。
※体験リピーターチケットの表裏面に記載のあるご注意を必ずご確認ください。

体験リピーターチケットの見本
11月10日　1泊の場合

SAMPLE

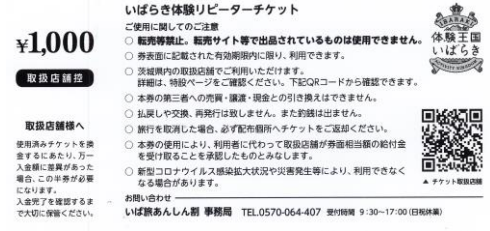

■体験リピーターチケットの精算（給付金請求）■

毎月指定日に事務局あてにご発送下さい。
●送付物　①記入した換金用明細書
②体験リピーターチケット左側の本券部分
※右側の半券部分は店舗控え部分ですので
事務局に送らずに控えとして保管しておいてください。

●送付する時期
○各月初日～末日まで利用分の本券を
翌5日までにお送り下さい。

こちらは
（本券部分）
事務局へ送付

こちらは半券
（店舗控え部分）
給付金入金完了
するまで
お持ち下さい。

切り取り線

※給付金支払いの流れ

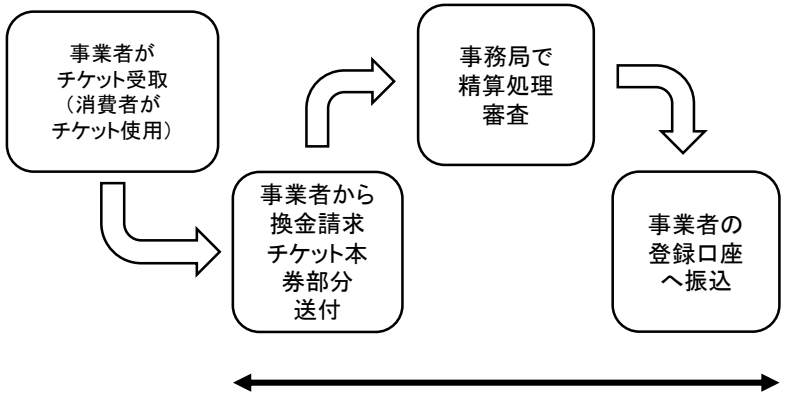

振込手続きは本券および換金用明細書到着後30日～40日程度要します。
予めご了承ください。

■体験リピーターチケット利用対象とならない商品等■

区分	事例
行政機関等への支払い	○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ○宝くじ（当せん金付証票法（昭和23 年法律第144 号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10 年法律第63 号）に基づくもの） ○その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） ※ ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象
日常生活における継続的な支払	○電気・ガス・水道・電話料金等　○ＮＨＫ放送受信料 ○不動産賃料　○保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等） ○駐車場の月極・定期利用料　※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象
換金性の高いものの購入	○金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品等） ◯販売箇所以外での払い戻しが可能な乗車券等 ○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
その他	**◯飲食店やお土産店など、体験要素の入っていない場所での使用は出来ません！（飲食のみや買い物のみはNG）** ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ◯授業料、入学検定料、入学金等　※アクティビティのガイド料等は対象 ○宿泊本体料金又は宿泊を伴う旅行商品本体の代金　○既存の債務の弁済 ◯各種サービスのキャンセル料　◯電子商取引 ○無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの　○公序良俗に反するもの ○社会通念上不適当とされるもの　○その他各取扱店舗が指定するもの

■その他 ： 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、期間中に事業を中止する場合があります。
また、実施方法が変更となる場合もありますのでご了承下さい。

■お問合せ先： いば旅あんしん割　事務局　コールセンター

営業時間　09:30～17:00（日・祝日休み）12/29～1/3休み

TEL **0570-064-407**

※ナビダイヤルでご案内します。 ＃１＝一般利用者向けコールセンター
＃２＝利用店舗向けコールセンター